



環境技術協会だより

2023 年 8 月
No.181

ヘッダーの写真：HT 男体山と大谷川

一般財団法人栃木県環境技術協会 329-1198 栃木県宇都宮市下岡本町 2145-13

<http://tochikankyou.com/>

tochikankyou.kanri-g@nifty.com

028-673-9080

■ 大腸菌群数の排水基準の見直しについて

この号の内容

- 1 大腸菌群数の排水基準の見直しについて
- 2 マスクフィットテストの実施に際して
- 3 令和 5 年度『技術講習会』のご案内
- 4 「栃木県カーボンニュートラル実現条例」が制定されました。

令和 5 年 2 月 21 日に「令和 4 年度 大腸菌群数の排水基準の見直しに係る検討会」が環境省にて開催されました。その内容については、以下のとおりです。

【これまでの経緯】

昭和 45 年 5 月、ふん便汚染の指標として生活環境項目環境基準に大腸菌群数が採用されました。しかし、大腸菌群数は、ふん便以外の自然由来の細菌も検出されるため、実際には大腸菌群が多く検出されても大腸菌が検出されない場合があります。そのため、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標として令和 4 年 4 月に大腸菌数へ見直されました。

現在の大腸菌群数の排水基準は、昭和 45 年に水質汚濁防止法が制定されたことに伴い、昭和 46 年に設定されました。

**大腸菌群数の排水基準
(昭和 46 年 総理府令 第 35 号)**

日間平均 3,000 個/cm³

注) 1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水に適用される

排水基準は環境基準の維持・達成等を目的に設定するものであることから、環境基準と同一に管理するために、排水基準の指標の大腸菌群数から大腸菌数への見直しが今回検討されました。

【検討内容】

排水基準の指標を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に見直すことであり、現行の基準値 (3,000 個/cm³) に相当する大腸菌数を基準値として設定することとなります。

【検討の結果】

大腸菌群数の基準値 (3,000 個/cm³) に相当する大腸菌数は 840 CFU/mL 程度であり、切り下げにより数値を丸め 800 CFU/mL を基準値とすることが妥当ではないかという結果になりました。今後、引き続き検討を行い、令和 6 年 4 月頃の施行を目指して環境省において関係政省令の改正を行う予定です。

大腸菌数の排水基準 (案)

800 CFU^{*}/mL

※CFU : Colony Forming Unit (コロニー形成単位) の略

当協会は、上記内容の実施に向けて体制を整えております。
ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

分析担当 (028-673-9083)

■ マスクフィットテストの実施に際して

アーク溶接等に従事する作業者のマスクフィットテストが令和 5 年 4 月 1 日から義務化され、当協会も様々な事業所でフィットテストを実施させて頂いております。数々の被検者様をテストしてきた経験を踏まえ、これからマスクフィットテストに臨まれるご担当者様や被検者様に御留意頂きたい事項をお伝えします。

留 意 点	内 容
喫 煙 テスト開始 30 分以内（できれば 1 時間以内）は喫煙（電子タバコを含む）を控える	定量的フィットテストでは、マスクの内側と外側の粒子濃度を測定し、この比率（マスク外側の粒子濃度／マスク内側の粒子濃度＝フィットファクタ）を基準と比較します。喫煙される方は、肺からタバコの煙に含まれる粒子が放出され、マスク内側の粒子濃度が高くなります。
ヒ ゲ 短い髭（無精ひげ）は処理しておく	長い口ヒゲやあごヒゲがあるとマスクが密着しづらく、テスト結果が悪くなります。また、1 mm 以下の短い髭（無精ひげ）でもマスクの接触部分を押し上げてしまい、気密性が保たれません。

以下の機能が備わったマスクが気密性が高くなる結果が得られています。

マスクの機能	期待できる効果
締め紐の長さが 調節 できるもの 	人によって顔の形や頭部の大きさは様々ですので、その人に合った締め紐の調整によりフィットしやすくなります。 締め紐により、顔が歪む程きつくする必要はありませんが、ややきつめに着用した方がマスクの密着性が保てるようです。マスクフィットテスト測定時のみではなく、普段の業務でも留意いただきたい点です。
顔との接触部分が 帯状 になっているもの 	従来のマスクの多くが顔との接触部分が“線”であったのに対し、このタイプは“面”で接触しますので、多くの人の顔にフィットしやすいです。

お気軽にお問い合わせください。

測定担当（028-673-9081）

■ 令和5年度『技術講習会』のご案内

今年度より技術講習会を再開いたします。

環境保全教育や ISO14000 の教育訓練等にご利用ください。ぜひご参加ください。

プログラム	開催日	時間	定員	講習内容
水質分析方法の解説と 分析の体験 ■ 講師 事業局長兼調査担当課長 浄法寺 高之 他	令和5年 11月30日 (木)	13:30 ～ 16:30	12名	生活環境項目（BOD、SS、大腸菌群数等）の排水分析方法の解説と、実際の分析を体験していただく講習です。

【開催場所】（一財）栃木県環境技術協会（宇都宮市下岡本町 2145-13）

栃木県保健環境センター内の**視聴覚室及び分析室**

【申込期間】開催日の1週間前まで。先着順にて、定員になり次第締め切ります。

【申込方法】当協会ホームページより『技術講習会参加申込書』をダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、下記連絡先までメールまたはFAXにて送信ください。

【参加費用】3,300円（うち消費税10%（300円）を含む） 当日テキスト等を配布いたします。

令和5年度に当協会では分析・測定をご利用のお客様は、無料にてご案内いたします。

※ 車でお越しの際は、来客用駐車場をご利用ください。

※ 試薬等を使用しますので、作業着等でご参加ください。

※ 感染症等拡大防止のため、マスク着用にて参加いただきますよう、ご協力をお願いします。

お申込み・お問合せ先

一般財団法人 栃木県環境技術協会 営業担当まで
 〔TEL / FAX〕 028-673-9082 / 028-673-9084
 〔Email〕 tochikankyou.kanri-g@nifty.com
 〔HP〕 <http://tochikankyou.com>



SSの体験の様子

一般財団法人 栃木県環境技術協会

〒329-1198

栃木県宇都宮市下岡本町 2145-13

電話番号(代表) 028-673-9080

FAX 番号 028-673-9084

電子メール

分析担当: tochikankyou.gijutu-b@nifty.com

測定担当: tochikankyou.gijutu-t@nifty.com

調査担当: tochikankyou.gijutu-c@nifty.com

営業担当: tochikankyou.kanri-g@nifty.com

総務担当: tochikankyou.kanri-S@nifty.com



栃木県地球温暖化防止活動推進センター

〒329-1198

栃木県宇都宮市下岡本町 2145-13

電話番号 028-673-9101

FAX 番号 028-612-6611

電子メール stochi@tochieco.jp



■ 栃木県地球温暖化防止活動推進センターからのお知らせ

「栃木県カーボンニュートラル実現条例」が制定されました。

【令和 5（2023）年 4 月 1 日 施行】

近年、地球温暖化に起因するとされる気候変動の影響が顕在化しており、栃木県内においても台風、豪雨による水害や土砂災害など、私たちの生活に深刻な影響が生じています。これらの気候変動の影響を最小限に抑えるために、栃木県は“2050 年までのカーボンニュートラルの実現”を宣言し、この目標の達成に向けて県を挙げて取組を進めていく必要があることから、この条例が制定されました。

【基本理念】（第 3 条）

- ・ 2050 年までのカーボンニュートラルの実現を目指し、県、事業者、県民が密接に連携すること

【事業者の責務】（第 5 条）

- ・ カーボンニュートラルの実現に関する取組の自主的かつ積極的な実施
- ・ 県及び市町が実施するカーボンニュートラルの実現に関する施策への協力



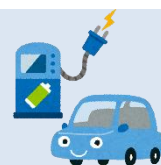
【事業活動に係る取組】（第 15 条～第 18 条）

- ・ エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の把握
- ・ 原材料選定から廃棄に至るまで、温室効果ガス排出量がより少ない方法による製品の製造
- ・ 温室効果ガス排出量がより少ない方法による製品の製造、販売又は役務の提供
- ・ 製品製造、販売等による温室効果ガス排出量に関する情報提供
- ・ カーボンニュートラルの実現に資する物品又は役務の選択
- ・ 脱炭素型の働き方の確立
- ・ 省エネ、再エネ、カーボンニュートラルの実現に資する技術及び製品の研究開発



【交通機関に係る取組】（第 23 条、第 24 条）

- ・ 可能な限り自動車の使用に代えて、公共交通機関の利用又は自転車・徒歩による移動
- ・ 温室効果ガスを排出しない又はより少ない自動車を優先的に選択



【温室効果ガス排出量の削減に係る取組】（第 25 条、第 26 条）

- ・ 廃プラスチック類の発生抑制、再使用及び再生利用、その他資源の有効な利用
- ・ 代替フロンを使用していない又は使用量が少ない製品の選択



【温室効果ガス吸収量の増加に係る取組】（第 27 条、第 28 条）

- ・ 県産木材の積極的な利用
- ・ 所有又は管理する土地又は施設の緑化促進

条例の中で、事業者に係る内容の条文を掲載しています。



詳しくは、栃木県ホームページをご覧ください。

栃木県カーボンニュートラル実現条例で検索

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、オールとちぎで取り組んでいきましょう！！